

内閣参質一六八第六号

平成十九年九月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長江田五月殿

参議院議員糸数慶子君提出米軍再編特措法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出米軍再編特措法に関する質問に対する答弁書

一について

再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「法」という。）第六条の規定に基づき、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、交付することができるときとしていることから、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号。以下「省令」という。）第三条は、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲ができる限り客観的な基準により適切に評価するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号。以下「政令」という。）第四条第二項各号に規定された事項について点数化したものである。

二及び三について

省令第一条各号においては、政令第一条第二号に該当する市町村のうち、再編関連特定周辺市町村の指

定の対象となる市町村の範囲について規定しているところであるが、同号の規定は、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更である場合の再編関連特定周辺市町村の範囲を定めているものであり、再編関連特定防衛施設が指定されていない現時点で、省令第一条各号に該当する市町村数及び市町村名並びに同市町村に対する再編交付金の額及びSACCO（沖縄に関する特別行動委員会）交付金の額についてお答えすることは困難である。

四について

再編交付金は、法第四条の規定に基づき再編関連特定防衛施設が指定されたことを前提に、法第五条の規定に基づき指定された再編関連特定周辺市町村に対して交付されるものであり、再編関連特定防衛施設が指定されていない現時点でお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「ヘリパット（ヘリコプター離着陸帯）の建設」については、法にいう駐留軍等の再編を実施するために行われているものではなく、当該建設に関連して再編交付金が交付されることはない。

六について

御指摘の「現在、米軍施設のキャンプ・ハンセン内で行われている米軍と自衛隊の実弾射撃訓練及び実射訓練施設の拡充計画」が具体的に何を指すのか明らかではないので、御指摘の「金武町にとつて点数や再編交付金の増減に影響はあるのか」等についてお答えすることは困難である。

七について

嘉手納飛行場へのPAC-3の配備については、政令第四条第二項第四号に定める車両の配備に該当するものであり、同配備による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲については、再編関連特定防衛施設の指定及び再編関連特定周辺市町村の指定において考慮されることとなる。

また、再編交付金の額やその算定のための点数については、再編関連特定周辺市町村が指定されていない現時点でお答えすることは困難である。

八について

御指摘の「具体的な部隊や装備の内容を明らかにした上で」が具体的にどの程度の内容を指すのか明らかではないが、再編交付金の算定における施設整備点数等の内容については、可能な限り説明する考えで

ある。